

平成30年

第3回市議会定例会 議案第6号

函館市重度心身障害者医療費助成条例等の一部を改正する条例
の制定について

函館市重度心身障害者医療費助成条例等の一部を改正する条例を次の
ように定める。

平成30年9月3日提出

函館市長 工藤 壽 樹

函館市重度心身障害者医療費助成条例等の一部を改正する条例
次に掲げる条例の規定中「市長と協定した保険医療機関および保険薬
局」を「健康保険法第63条第3項第1号に規定する保険医療機関、同
号に規定する保険薬局および同法第88条第1項に規定する指定訪問看
護事業者であつて、市長と協定を締結したもの」に改める。

- (1) 函館市重度心身障害者医療費助成条例（昭和48年函館市条例第
12号）第2条第9号
- (2) 函館市ひとり親家庭等医療費助成条例（昭和48年函館市条例第
13号）第2条第11号
- (3) 函館市子ども医療費助成条例（昭和48年函館市条例第44号）
第2条第8号

附 則

- 1 この条例は、平成30年10月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の函館市重度心身障害者医療費助成条例、函
館市ひとり親家庭等医療費助成条例および函館市子ども医療費助成条
例の規定は、この条例の施行の日以後に行われる医療に関する給付に
ついて適用し、同日前に行われた医療に関する給付については、なお
従前の例による。

(提案理由)

指定訪問看護に係る受給者に対する医療費の助成について、指定訪問看護事業者からの請求に基づき当該指定訪問看護事業者に支払う方法により行うことができることとするため